給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１号

北海道苫小牧市柏木町１丁目９番15号
再生債務者　大和谷一夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再口）第８号

愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地131
再生債務者　沖土居真子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再口）第１００９９号

埼玉県所沢市小手指南６―11―21
再生債務者　島津　清
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第２０号

堺市堺区向陵中町３丁５番８―201号
再生債務者　上野　浩嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再口）第６号

沖縄県沖縄市諸見里１丁目15番11号
再生債務者　渡慶次　保
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月27日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（再口）第１０１１０号

東京都三鷹市下連雀２―６―４
再生債務者　寺尾　英樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第２２号

神戸市兵庫区出在家町２丁目６番20―207号
再生債務者　田中　良昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再口）第３号

山形県鶴岡市藤浪２丁目20番地５
再生債務者　木田　紀子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（再口）第３８号

横浜市港北区大曽根台10番18号　ファミーユ大倉山Ⅱ101号
再生債務者　箕輪　光子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月27日
横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
なお、この合併については平成二十四年三月十六日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年六月二十五日までにお申し出下さい。
平成二十四年四月四日
広島市中区大手町四丁目五番七号広島県私学会館内
（甲）財団法人広島県私立学校退職金財団
理事　正岡　稔民
広島市中区大手町四丁目五番七号広島県私学会館内
（乙）財団法人広島県私学教育振興会
理事　山中　幸平

組織変更公告

当社は、合資会社に組織変更することにいたしましたので公告します。
組織変更後の商号は合資会社泰成とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年四月四日
東京都荒川区西日暮里二丁目二五番一―三五〇一号
有限会社レイク泰成
取締役　吉池　延子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年四月四日
大阪市中央区南久宝寺町四丁目五番一七号
合同会社新戎橋ビル開発・Ａ
代表社員　株式会社正龍コーポレーション
職務執行者　王　淑華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年四月四日
大阪市城東区森之宮二丁目八番六一〇号
合同会社ミントジャムズ
代表社員　桑原　良太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年四月四日
沖縄県那覇市西一丁目一一番七号
合資会社大門ビル
無限責任社員　平田　清司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十七日開催の臨時株主総会において、平成二十四年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十四年四月四日
東京都北区豊島七丁目二四番一四号
公誠綜合サービス株式会社
代表取締役　北島　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十四年四月四日
新潟県長岡市北陽１丁目五三番地五五
株式会社ＳＰＣ
代表取締役　中山　博

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十四年四月二日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。
記
一、募集株式の種類及び数　普通株式三〇、〇〇〇株
二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一、一〇〇円
三、現物出資に関する事項　該当なし
四、払込期日又は期間等　平成二十四年四月二十七日
五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。
以　上
平成二十四年四月四日
東京都渋谷区本町一丁目四番一六号
ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社
代表取締役　嶋田　秀子